

2021年 8月23日

教員各位

理事・副学長（教育・国際担当）

9月1日以降における前学期等の授業の実施等について（通知）

8月31日までの授業等の実施や学生の入構制限については、7月9日付け通知及び7月29日付け通知でお知らせしたところですが、最近の東京都における新型コロナウイルス感染症のこれまでにない新規感染者数の増加等もあり、このたび9月12日まで政府による緊急事態宣言が延長されることとなりました。

また、本学でも感染者が急増している状況などを踏まえ、下記のとおり前学期期間中（第2学期を含む。）の9月末まで、現在の措置を延長することが新型コロナウイルス対策本部会議で決定されましたのでお伝えいたします。

特に定期試験については、最近の東京都をはじめとする首都圏の感染状況等を踏まえ、学生の学習到達度を適切に評価できるよう工夫し、対面での試験実施は極力控えるよう強くお願いします。

なお、授業や定期試験の実施方法等に変更がある場合には、学務システム（LiveCampus）等で学生にその旨を周知してください。

記

1 9月1日～9月30日における授業形態への措置

授業形態への措置は【対応レベル2】とする。

※【対応レベル2】

学生や教職員の安全確保のため、対面授業を控えて遠隔授業の実施を強く要請する。

→ 次の「※ その他参考 ②」の対面授業の実施基準〔別添〕に基づいて、やむを得ないと部局長等が判断する場合は、対面授業の実施を可とする。

※ その他参考

- ① [7月12日以降における授業形態及び入構制限措置の移行について（通知）](#)
- ② 緊急事態宣言等発出期間中における対面授業の実施基準について〔別添〕

2 前学期等の定期試験への措置

試験期間（9月6日～17日）やそれ以前の授業時間中に実施する定期試験は、対面では極力実施しないこととする。担当教員の意向により、試験の公正・公平を担保する観点から、対面で実施する必要がある場合は、教室等における換気など感染防止対策の徹底を条件として実施を認めるが、やむを得ず出席できない学生に対しては必ず代替措置を講じるものとする。

※ 定期試験の対面での実施については、入構制限期間中であるため、「4 入構手続」に従い申請書・名簿等の提出は必要となる。

3 9月1日～9月30日における入構制限及びその例外措置

(1) 入構制限

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。

(2) 例外措置

次の①～④の学生に限り、届出により許可する。

- ① 対面での授業実施が真にやむを得ないと部局長（学部長、研究科長又は専攻科長）が判断した授業の受講のために入構する学生
- ② 学位論文研究を行う学部4年生及び大学院学生等
- ③ 生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生
- ④ **前学期等の対面での定期試験の受験のために入構する学生**

4 入構手続

(1) 申請書及び入構者名簿提出期限

申請書及び入構者名簿の提出は、1週間単位（月曜日～日曜日）で、前週の木曜日12時00分までに申請すること。

(2) 提出方法

研究室単位又は授業科目単位で別紙1「申請書」及び別紙2「入構者名簿（授業及び定期試験は受講者名簿での代替可。）」を作成し、メールにて提出すること。

(3) 提出先

品川キャンパス：施設課課長補佐（nyukoshinsei@o.kaiyodai.ac.jp）

越中島キャンパス：越中島地区事務室管理係（e-kanri@o.kaiyodai.ac.jp）

5 注意事項

本件については、学生の大学構内への立ち入りを禁止した上での例外措置やその手続等について示したものであり、特に次の事項に注意すること。

- 本件は真にやむを得ない理由での例外措置である。研究室所属の全学生を入構させる、あるいは全期間に渡って入構させるなどの機械的な申請は行わないこと。また、申請していることで、学生の登校を義務づけることがないようにすること。
- 各事務担当に提出された「入構者名簿」は、各正門守衛所に配置され、当該名簿に記載のある学生のみ入構が可能となる。入構に際しては本人確認を行うので、必ず身分証明書（学生証等）を提示すること。
- 入構人数や入構時間など、申請の状況と実際の状況に乖離が見られるなど、不適切な申請を行った研究室に対しては、一時的に入構申請を不受理とすることがある。なお、入構申請や守衛所での入構者確認は現行どおり実施するが、入構時と出構時には、学生本人が守衛所において入構者名簿に実績の時刻を記入することとする。
- 入構時刻・出構時刻の記録と申請内容との照合は部門長が行うこととする。
- 学生の「真にやむを得ない用務」以外の行動については厳に慎ませること。
- 用務を終えた学生は、直ちに退出し帰宅させること。
- いまだに緊急事態宣言下にあることを学生に十二分に理解させること。

キャンパス： 品川・越中島（入構するキャンパスを残し、他方を削除する）
教員名： _____
研究室等名： _____

申 請 書

次の「1. 用件及び入構する理由」、「2. 3密にならない環境への対応方法」について、記入してください。

1. 用件及び入構する理由

- 3(2)「例外措置」①に該当する。(授業科目名： _____)
 【対面授業実施について部局長の許可を受けている】
※対面授業を実施する場合、必ず部局長の許可を受け、欄にチェックしてください。
- 3(2)「例外措置」②又は③に該当する。(研究室名： _____)
 3(2)「例外措置」④に該当する。(定期試験科目名： _____)

○留意事項

- ・本件は、「学生は登校自粛」となっている状況下での、真にやむを得ない理由での例外措置であること
- ・研究室所属の全学生を申請する、あるいは全期間に渡って入構申請するなどの機械的な申請は行わないこと

2. 3密にならない環境への対応方法

○例えば、以下の専門家会議が避けるべきとしていることを踏まえた記載をお願いします。

◇ 専門家会議が避けるべきとしている環境

(1) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底

- ・可能な限り、窓を開けて換気する。あるいは、天候等によって窓の常時開放が難しい場合には、30分に少なくとも1回程度の換気を行う（窓及び反対側扉の両方を10分以上）

(2) 多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮

- ・隣の人との距離を確保する
- ・向き合って着席しない

(3) 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

- ・マスクを着用する
- ・マスクを着用していない場合は、ディスカッション形式の行動は避ける

入構者名簿（届出書）

入構制限期間においても、学生の研究活動が避けられないことから、以下の誓約事項を遵守し、学生の入構について、次のとおり届け出ます。

- 1.新型コロナウイルス感染症対策分科会（旧政府専門家会議）及び本学関係ガイドラインを参考として、3密とならない対策を講じます。（原則、間隔を2m以上開けることとし、できれば10㎡に1人程度が望ましい。）
 - 2.研究室のスペース（ ）㎡、所属学生数（ ）人であり、3密とならない同時入室学生数は（ ）人であることから、これを上回らない範囲で届け出します。
 - 3.入退室時には石鹸で手洗い又は手指消毒を行い、室内でもマスク着用、30分に1回程度の換気を行います。
 - 4.上記条件を遵守し、責任を持って管理いたします。
- ※申請は1週間単位で行うこと。

※毎週木曜日の12：00までに、次の1週間分をまとめて申請すること。

キャンパス

研究室

品川：施設課課長補佐（nyukoshinsei@o.kaiyodai.ac.jp）宛メール提出します。

越中島：越中島地区事務室（e-kanri@o.kaiyodai.ac.jp）宛メール提出します。

（教員名）

（月） （火） （水） （木） （金） （土） （日）

No.	氏 名	所属・学年	(届出者記載)		8 月 30 日		8 月 31 日		9 月 1 日		9 月 2 日		9 月 3 日		9 月 4 日		9 月 5 日	
			(本人記入)		入構	出構	入構	出構	入構	出構	入構	出構	入構	出構	入構	出構	入構	出構
1			予定		8:00	12:00												
			実績															
2			予定															
			実績															
3			予定															
			実績															
4			予定															
			実績															
5			予定															
			実績															
6			予定															
			実績															
7			予定															
			実績															

※やむを得ない事情により、届け出後に日時等が変更となる場合は、速やかに届出書(修正版)を再提出いたします。

緊急事態宣言等発出期間中における対面授業の実施基準について

1 基本的な考え方について

本学ではこれまで、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等に応じて授業形態や入構制限等を決定し必要な措置を講じてきましたが、今後も緊急事態宣言等発出期間中においては、授業は原則遠隔授業で実施することとします。

ただし、次の(1)「前提となる要件」を満たし対面授業を実施することが真にやむを得ないと考えられる授業であり、かつ(2)「順守すべき要件」を順守する場合（該当しない要件は除く。）は、原則として部局長等（学科主任・学部長、専攻主任・研究科長又は専攻科長*¹）の許可を得た上で、対面授業を実施することができるものとします。（*¹ 専攻科長が実施することができる判断する授業は、理事（教育・国際）に判断を仰ぐものとする。）

(1) 前提となる要件〔次の 1) 及び 2) の両方を満たすこと〕

- 1) 遠隔授業で実施することができない授業又は遠隔授業では教育効果が極端に低い授業若しくは資格等の取得に必要な授業
- 2) 緊急事態宣言等発出期間中に実施しなければならない授業若しくは改めて日程調整することができない又は非常に困難な授業（緊急事態宣言等の延長や再発出により当該期間中に実施しなくならなかった授業を含む。）

〔具体的事項〕

- ① 免許等の取得に必須であり、今学期中に履修しなければ、必然的に免許の取得が困難になる科目である。
- ② 進級要件に必須であり、今学期中に履修しなければ、必然的に進級が困難になる科目である。
- ③ 野生の生物等を使用して行う必要があり、当該生物が今学期の開講時期を除いて採集困難な科目である。（これに該当する科目では、他の生物を用いて行うことが不可能な理由を記載すること）
- ④ 自然環境下で実施する必要があり、当該自然環境が今学期の開講時期を除いて再現困難な科目である。（これに該当する科目では、他の条件を用いて実施することが不可能な理由を記載すること）
- ⑤ 今学期で対面による開講をしなかった場合、カリキュラム上、学生の次学期等の履修に重大な影響を及ぼす科目である。（これに該当する科目では、カリキュラムの構成を踏まえ、次学期等の履修にどのような影響を及ぼすかについて記載すること）

(2) 順守すべき要件

対面による実験、実習、演習等の授業を行う場合は、次に示す通知等を確認した上で、以下の「基本的な事項〔一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）の徹底〕」を必ず順守することとします。

- 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について（周知）（令和2年4月17日）

https://www.mext.go.jp/content/20200420-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について（周知）（令和2年5月15日）

https://www.mext.go.jp/content/20200518-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて
(周知) (令和2年6月5日)
https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議) (2020年5月29日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635389.pdf>
 - ・ 「新しい生活様式」の実践例
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

【基本的な事項〔一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）の徹底〕】

〔教員が対応する事項〕

- ① 毎日検温を行うとともに、各自の体調を「健康管理表」に記入し、発熱（目安として37.5度以上）、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの症状が一つでもある場合は、大学に出勤せず自宅療養とし、できるだけ速やかに休講することを「学務システム（LiveCampus）」等により履修学生に伝えるとともに、担当係（品川キャンパス：教務課教務係又は大学院係，越中島キャンパス：教育支援係）に連絡する。（休講の連絡以外の対応については、令和3年4月7日付け「健康観察及び検温等の実施について」を参照）
- ② 授業当日の体調不良や実家等の遠方に滞在してやむを得ず受講できなかった学生に対しては、別の対面授業の機会を設けたり、遠隔授業（実験の動画を用いたり課題の提出を求めたりする。）等を行ったりする代替措置を講じる。
また、本人や同居する親族等に基礎疾患等があるなど、やむを得ない理由により対面授業に出席できないことが本学に認められた学生についても、代替措置を講じる。
- ③ 大学構内だけでなく、通勤時（特に公共交通機関利用時）もやむを得ない理由がない限り原則としてマスクを着用する。そこで、授業中にマスクを外して行う実験や対話形式での授業は実施しない。（語学の授業等で一時的にフェイスシールドを使用する場合は、極力短時間とし学生との距離も十分保つこと。）
- ④ 安全面は十分考慮した上で、事前に説明可能な実験の概要説明などは遠隔授業で行うなど、実験室等での対面授業の時間を極力短くする。
- ⑤ 学生が通学を介した感染の拡大防止を図るため、通勤時間帯を避けられるよう、授業の開始時間を変更することなどに配慮する。
- ⑥ 実験室等の施設の換気を徹底する。具体的には、当該授業の内容や当該実験の性質や実験室等の形状等を考慮し、換気設備を適切に運転したり、2つの窓を同時に開けたりする等の措置を適切に指示する。
- ⑦ 机や椅子の配置を工夫して、学生同士の間隔はできるだけ2m（最低1m）空けるようにするとともに、学生同士が向かい合わないようにする。
- ⑧ 危険回避などのやむを得ない場合を除き、近距離での会話や発話、また大声を出すことは極力避ける。

- ⑨ 実験室だけでなく、場合によっては控室や別室を準備しておき、例えば、学生が順次入れ替わって実験を行ったり、実験前の注意や実験後のデータ解析は、学生が十分な間隔を保てるような講義室で行ったりするなどの工夫をする。
- ⑩ 授業ごとに実験設備（実験台や水道設備等）や実験器具・機器等を消毒する。
- ⑪ 授業開始時に、学生の健康状態を確認する。また、感染者が発生した場合に備えて、出席者を必ず把握する。なお、個人情報の取扱いには十分注意しながら適正に管理する。
- ⑫ その他、当該授業の内容や実験室等の形状等を考慮した3密を避ける適切な方策を講じる。

2 対面授業実施に係る申請手順等

上記1(1)及び(2)を満たし対面授業を実施することが真にやむを得ないと考えられる授業を担当する教員は、次の申請手順により許可を得るものとする。

(1) 部局長等（学科主任・学部長，専攻主任・研究科長又は専攻科長*1）への申請

（*1 専攻科長が実施することができる判断する授業は、理事（教育・国際）に判断を仰ぐものとする。）

授業担当教員は、別紙「対面授業等申請書」に必要事項を記入し、学部授業については学科主任・学部長，大学院授業については専攻主任・研究科長，海洋科学専攻科授業については専攻科長に申請する。

(2) 部局長等の許可・不許可の判断及び結果の連絡等

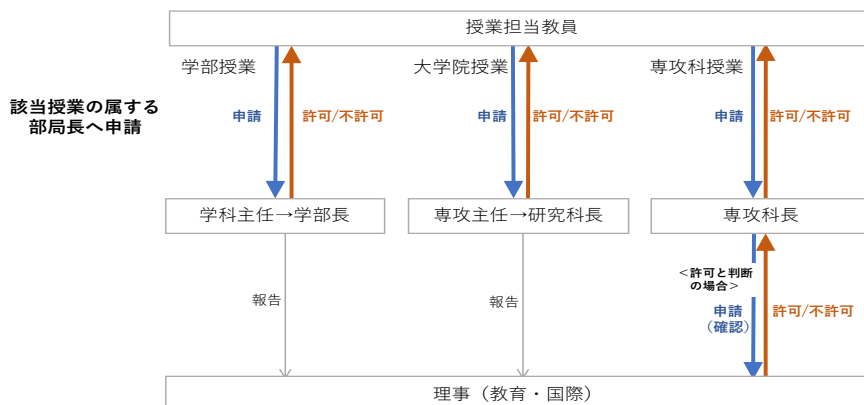
① 学部・大学院

学科主任・学部長及び専攻主任・研究科長は、提出された「対面授業等申請書」に基づき対面授業実施について許可・不許可を判断し、当該教員に連絡するとともに、理事（教育・国際）に報告する。

② 海洋科学専攻科

専攻科長は、提出された「対面授業等申請書」に基づき対面授業実施について許可・不許可を判断し、許可と判断する場合は、理事（教育・国際）に申請し判断を仰ぎ、不許可と判断する場合は、当該教員に報告する。

なお、改めての判断を求められた理事（教育・国際）は、許可・不許可を判断し、専攻科長を通じて当該教員に連絡する。



対面授業等申請書

キャンパス : 品川・越中島 キャンパス

教員名 : _____

授業科目名 : _____

次の「1 前提となる要件」及び「2 基本的な事項」の要件について、該当する事項にチェックしてください。

1 前提となる要件

前提となる要件（「1」及び「2」の両方を満たすこと）

- 1) 遠隔授業で実施することができない授業又は遠隔授業では教育効果が極端に低い授業若しくは資格等の取得に必要な授業
- 2) 今回の緊急事態宣言等発令期間中に実施しなければならない授業若しくは改めて日程調整することができない又は非常に困難な授業（緊急事態宣言等の延長や再発出により当該期間中に実施しられなくなった授業を含む。）

〔具体的事項：次のいずれかに該当又はほぼ該当していること〕

- ① 免許等の取得に必須であり、今学期中に履修しなければ、必然的に免許の取得が困難になる科目である。
- ② 進級要件に必須であり、今学期中に履修しなければ、必然的に進級が困難になる科目である。
- ③ 野生の生物等を使用して行う必要があり、当該生物が今学期の開講時期を除いて採集困難な科目である。（これに該当する科目では、他の生物を用いて行うことが不可能な理由を記載すること）
- ④ 自然環境下で実施する必要があり、当該自然環境が今学期の開講時期を除いて再現困難な科目である。（これに該当する科目では、他の条件を用いて実施することが不可能な理由を記載すること）
- ⑤ 今学期で対面による開講をしなかった場合、カリキュラム上、学生の次学期の履修に重大な影響を及ぼす科目である。（これに該当する科目では、カリキュラムの構成を踏まえ、後学期の履修にどのような影響を及ぼすかについて記載すること）

※裏面「2 基本的な事項」に続く。

2 基本的な事項（該当しない要件は除く。）

【基本的な事項〔一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）の徹底〕】

- ① 毎日検温を行うとともに、各自の体調を「健康管理表」に記入し、発熱（目安として37.5度以上）、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの症状が一つでもある場合は、大学に出勤せず自宅療養とし、できるだけ速やかに休講することを「学務システム（LiveCampus）」等により履修学生に伝えるとともに、担当係（品川キャンパス：教務課教務係又は大学院係，越中島キャンパス：教育支援係）に連絡する。（休講の連絡以外の対応については、令和3年4月7日付け「健康観察及び検温等の実施について」を参照）
- ② 授業当日の体調不良や実家等の遠方に滞在してやむを得ず受講できなかった学生に対しては、別の対面授業の機会を設けたり、遠隔授業（実験の動画を用いたり課題の提出を求めたりする。）等を行ったりする代替措置を講じる。
また、本人や同居する親族等に基礎疾患等があるなど、やむを得ない理由により対面授業に出席できないことが本学に認められた学生についても、代替措置を講じる。
- ③ 大学構内だけでなく、通勤時（特に公共交通機関利用時）もやむを得ない理由がない限り原則としてマスクを着用する。そこで、授業中にマスクを外して行う実験や対話形式での授業は実施しない。（語学の授業等で一時的にフェイスシールドを使用する場合は、極力短時間とし学生との距離も十分保つこと。）
- ④ 安全面は十分考慮した上で、事前に説明可能な実験の概要説明などは遠隔授業で行うなど、実験室等での対面授業の時間を極力短くする。
- ⑤ 学生が通学を介した感染の拡大防止を図るため、通勤時間帯を避けられるよう、授業の開始時間を変更することなどに配慮する。
- ⑥ 実験室等の施設の換気を徹底する。具体的には、当該授業の内容や当該実験の性質や実験室等の形状等を考慮し、換気設備を適切に運転したり、2つの窓を同時に開けたりする等の措置を適切に指示する。
- ⑦ 机や椅子の配置を工夫して、学生同士の間隔はできるだけ2m（最低1m）空けるようにするとともに、学生同士が向かい合わないようにする。
- ⑧ 危険回避などのやむを得ない場合を除き、近距離での会話や発話、また大声を出すことは極力避ける。
- ⑨ 実験室だけでなく、場合によっては控室や別室を準備しておき、例えば、学生が順次入れ替わって実験を行ったり、実験前の注意や実験後のデータ解析は、学生が十分な間隔を保てるような講義室で行ったりするなどの工夫をする。
- ⑩ 授業ごとに実験設備（実験台や水道設備等）や実験器具・機器等を消毒する。
- ⑪ 授業開始時に、学生の健康状態を確認する。また、感染者が発生した場合に備えて、出席者を必ず把握する。なお、個人情報の取扱いには十分注意しながら適正に管理する。
- ⑫ その他、当該授業の内容や実験室等の形状等を考慮した3密を避ける適切な方策を講じる。